

(委員会指示案)

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるベニズワイガにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和3年 月 日

但馬海区漁業調整委員会

会長

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第 号

2 指示事項

北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和3年6月1日から同年6月30日までの間、ベニズワイガにかご漁業を営んではならない。

3 指示の有効期間

令和3年 月 日から同年6月30日まで